

(別紙1)

防府市地方就職学生支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 やまぐち移住就業・地方就職学生支援事業に関する報告及び立入調査について、山口県及び防府市から求められた場合には、それに応じます。
- 2 以下の場合には、やまぐち移住就業支援事業・マッチング支援事業及び地方就職学生支援事業実施要領に基づき、支援金の全額を返還します。
 - (1) 支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合
 - (2) 支援金の申請日から1年以内に地方就職支援金の要件を満たす職への就業を行わなかった場合
 - (3) 支援金の申請日から1年以内に防府市に転入しなかった場合
 - (4) 支援金の要件を満たす職を就業から1年以内に辞した場合（ただし、退職から3か月以内に県内の別の企業に就業する場合を除く）
 - (5) 転入日から1年以内に、防府市から転出した場合
(但し、住民票を移さず転出していた者については、申請日、または要件を満たす企業等への就業開始日のいずれか遅い日から1年以内に防府市から転出した場合)